

令和8年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 川崎市実施要綱

実施期間

5月1日(金)から31日(日)までの1か月間

趣 旨

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり
かわさきは 安全・安心 まもるまち

重 点

- (1) 新たな自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- (2) 自転車点検整備の促進
- (3) 自転車のヘルメット着用の推進
- (4) 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

自転車安全利用五則

<p>① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先</p>  <p>車道を走るときは、左側を通行しましょう。 歩道を走ることができる場合でも歩行者が優先です。</p>	<p>② 交差点では信号と一時停止を 守って、安全確認</p>  <p>信号表示に従い、一時停止標識のある場所や 踏切などでは必ず止まって周囲の安全確認を しましょう。</p>	
<p>③ 夜間はライトを点灯</p>  <p>自転車の側面にも反射材 をつけましょう。</p>	<p>④ 飲酒運転は禁止</p>  <p>法令により自転車の運転者の ほか、車両の提供者や同乗 者、酒類の提供者も刑罰に処 されます。</p>	<p>⑤ ヘルメットを着用</p>  <p>大人も子どもも年齢を問わず にヘルメットの着用に努める 義務があります。</p>

運動の重点に関する主な推進事項

1 新たな自転車交通ルールの遵守とマナーの向上

- ☆ 自転車の交通反則通告制度と自転車安全利用五則の周知及び遵守徹底
- ☆ 各種広報媒体やキャンペーン等による、自転車の安全な利用に関する広報啓発活動の推進
- ☆ 自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止や、酒気帯び運転に対する罰則について広報啓発の推進

2 自転車点検整備の促進

- ☆ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

3 自転車のヘルメット着用の推進

- ☆ 自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について、理解促進に努める
- ☆ 関係機関・団体と連携し、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用を促す
- ☆ 自転車利用者の家族等が、自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用を促すことの周知徹底

4 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

- ☆ 自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入促進

市民の取組事項

【家庭では】

- ☆ 家族が出かける際には、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- ☆ 事故を起こしたときの責任の重大さ等について、家族で話し合いましょ。
- ☆ 家族が自転車のヘルメットを装着しているか確認し、声を掛け合いましょ。
- ☆ 飲酒運転による事故の悲惨さを家族で話し合い、飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない、そして見逃さない」を徹底しましょ。
- ☆ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょ。



【職場では】

- ☆ 社内の広報媒体を活用して、自転車を安全に利用するための「自転車の交通ルール」を紹介するなどして、歩行者を交通事故から守る意識を高めましょ。
- ☆ 朝礼や会議等、あらゆる機会を活用して、「思いやりのある運転」や「飲酒運転防止」「ヘルメットの着用」について指導しましょ。
- ☆ 自転車通勤者等に対する自転車安全利用五則の推進に努めましょ。
- ☆ 事業で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょ。
- ☆ 事業や通勤で自転車を利用する場合、ヘルメットを着用しましょ。

【学校・地域では】

- ☆ 児童や生徒が主体的に自転車交通ルールとマナーの大切さ、さらにはヘルメットの着用について意識を高められるようにしましょ。
- ☆ 地域内の交通危険箇所を共有し、安全な通行方法等を確認し合いましょ。
- ☆ 交通安全教室を開催し、自転車安全利用五則を促進しましょ。
- ☆ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょ。

【自転車の利用者】

- ☆ 自転車安全利用五則を守りましょ。
- ☆ スマートフォン等を使用しながらの自転車の運転はやめましょ。
- ☆ 幼児を同乗させる場合は、正しい乗車方法等を理解し、正しく利用しましょ。
- ☆ 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょ。
- ☆ 交通事故に備えて必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょ。



川崎市交通安全対策協議会

(事務局) 川崎市 市民文化局 市民生活部 地域安全推進課

電話：044-200-2266

E-mail:25tiiki@city.kawasaki.jp